

# 公益財団法人日本教育公務員弘済会兵庫支部貸与奨学金募集要項

## 1 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められる者（30歳未満で未婚に限る）とします。ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとします。

## 2 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とします。（4月時点の学年を基準とします）

## 3 奨学金の利息

無利息です。

## 4 滞納手数料

支払期日を過ぎた場合は、その日から6ヶ月を超えるごとに滞納している年賦金額（元本）に2.5%の割合で滞納手数料が発生します。

## 5 奨学生申請手続き

奨学生志望者は、親権者の所属する都道府県支部長の推薦を受け、必要な書類を支部教弘奨学金担当窓口へ提出して申請します。

## 6 奨学生の採用

当会は、奨学生志望者の希望、家庭の事情などを参酌し、選考委員会及び理事会の議を経て、理事長が採用を決定し、都道府県支部を経由して本人に通知します。

## 7 奨学金貸与方法

当会は、手続き完了後、奨学金を原則として奨学生の金融機関口座に一括して振り込みます。

## 8 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は学校卒業(退学等を含む)の年まで据置き、その年の12月から7年以内(ただし、奨学金額100万円借入者に限定し、それ以外は5年以内とする。)年賦の方法で全額返還していただきます。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは延滞金が発生します。

## 9 成果報告書の提出

奨学金の貸与を受けた者は、学校卒業後、速やかに卒業論文概要または、学習成果報告及び奨学金の主な用途を理事長に報告することとします。

## 10 申請について

貸与を希望する者は、2019年2月28日（木）までに当支部へご連絡ください。後日、当支部より申請用紙をご自宅へお送りいたします。

申請書に必要事項をご記入のうえ、**3月8日（金）（必着）までに兵庫支部へ送付してください。**

## 11 その他

2018（平成30）年度の貸付人数と貸付総額 38名・31,750千円

提出先住所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-10-10  
ラッセホール西棟内(福祉センター6階)

公益財団法人日本教育公務員弘済会 兵庫支部

問い合わせ先 TEL : 078-222-3262 (平日 9:00 ~ 17:15)

※採否や貸与採用・不採用理由等、選考に関わる問い合わせには回答できません。